

みんなで防ごう!

しょうがいしゃ ぎゃくたい 障害者虐待

き ぎゃくたい
～気づいてほしい虐待のサイン～



- しょうがいしゃぎゃくたいぼうしほう しょうがい ひと ぎゃくたい きんし
障害者虐待防止法は、障害がある人へのあらゆる虐待を禁止しています。
- ぎゃくたい はっけん ひと つうほう ぎ お ぎゃくたい き すみ
虐待を発見した人には通報義務があります。虐待に気づいたら速やかに
つうほう そうだん
通報や相談をしてください。
- あなたの気づきが 早期発見、早期対応するためには重要です。

だれもが安心して暮らせるように、みんなで虐待防止に取り組みましょう。

岩 国 市

しょうがいしゃぎゃくたい ふせ 障害者虐待を防ぎましょう！

ぎゃくたい しょうがいしゃ じんけん そんげん じりつ しゃかいさんか
虐待は障害者の人権や尊厳をおびやかす、自立や社会参加
を妨げるなど絶対に許されるものではありません。私たち
ひとり もんだい にんしき ぎゃくたい みぜん ふせ
一人ひとりがこの問題を認識し、虐待を未然に防ぎましょう。



しょうがいしゃぎゃくたいぼう しほう 障害者虐待防止法とは

しょうがいしゃぎゃくたいぼう しほう せいしきめいしやう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい しえんとう かん
障害者虐待防止法（正式名称：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は障害者の尊厳をおびやかす虐待を防ぐための法律です。

へいせい わん がつ にち しこう
平成 24 年 10 月 1 日に施行されました。

たいしやう しょうがいしゃ 対象となる障害者

しんたいしやうがい ちてきしやうがい せいしんしやうがい へつたつしやうがい ふく ほかしんしん きのう しょうがい かた
身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）、その他心身の機能の障害がある方です。
しょうがいしゃてちやう しゆとく かた さいみまん かた ふく
障害者手帳を取得してない方や、18 歳未満の方も含まれます。

しょうがいしゃぎゃくたい ぶんるい 障害者虐待の分類

しょうがいしゃぎゃくたい おこな ぶんるい
障害者虐待は「だれ」が「どんなこと」を行うかによって分類されています。

これらのいくつかが重なって行われている場合もあります。

かてい 家庭

ようごしゃ ぎゃくたい 養護者による虐待

しょうがい かた み まわ せ わ
障害がある方の身の回りの世話や
きんせんかんり おこな がぞく しんぞく
金銭管理などを行っている家族、親族
どうきよにんとつ ぎゃくたい
同居人等による虐待のことです。

しせつ 施設

しょうがいしゃふくし しせつしゅうじしゃ 障害者福祉施設従事者 等による虐待

しょうがいしゃ ふくし しせつ しょうがいふくし
障害者福祉施設や障害福祉サービ
じぎょうしよとう はたら しょくいん ぎゃくたい
ス事業所等で働く職員による虐待
のことです。

しょくば 職場

しやうしや ぎゃくたい 使用者による虐待

しょうがい かた こよう じぎょう
障害がある方を雇用している事業
ぬし しょうしとう ぎゃくたい
主（上司等）による虐待のことです。

しんたいてきぎゃくたい 身体的虐待



せい てき ぎゃくたい 性的虐待



しんり てきぎゃくたい 心理的虐待



けいざいてきぎゃくたい 経済的虐待



ほうき ほうち 放棄・放置 (ネグレクト)



あなたの身近に虐待のサインはありますか？
チェックリストで確認してみましょう。



しょうがいしゃぎゃくたい 障害者虐待チェックリスト



☑ あなたの身近でこんなことはありませんか？チェックしてみましょう。

《 1. 身体的虐待 》

暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。
また、正当な理由なく身動きの取れない状態にすること。

- 殴る ● 蹴る
 - つねる
 - 縛りつける
 - 閉じ込める
- など

- 身体に不自然な傷、あざ、火傷(跡)がある。
- 傷・あざ等の原因や理由がはっきりしないことが多い。
- 以前に比べて家族や周りの人に対する態度や対応が変わった。
※急におびえる、少しの動きにも身を守るような素振りをする など
- 特に体調不良でもないのに、急に人とのコミュニケーションが少なくなった。
- 急に周りの人に対して攻撃的になることがある。



《 2. 性的虐待 》

障害者にわいせつな行為をすること、させること。

- 性的行為を強要する
- 裸にする
- わいせつな話をする
- わいせつな映像を見せる など

- 人に対して嫌悪感を抱いているような言動や態度をとることがある。
- 人に触られることを極端に嫌がる。
- 歩行等がいつもより不自然だったり、座った姿勢が保てないことがある。
- 肛門や性器からの出血や傷が見られる。
- 急におびえたり、恐がったり、人目を避けることがある。
- 一人で過ごす時間が増えている。



《 3. 心理的虐待 》

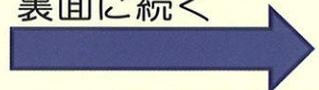
障害者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で精神的な苦痛を与えること。

- 怒鳴る
 - ののしる
 - 子ども扱いする
 - 無視する
- など

- 自分の身体をたたく、ぶつける、かきむしるなど、自傷行為が増えている。
- 生活リズムが急に不規則になった。
- 身体を萎縮させるようなことがある。
- 突然わめいたり、泣いたりする。
- 過食や拒食など、食事について変化が見られる。
- 以前と比べて意欲がない、投げやりな様子で過ごしている。
- 以前と比べて体調が悪いと訴える。



うらめん つづ
裏面に続く



けいざいてきぎゃくたい 《4. 経済的虐待》

しょうがいしゃ どうい
障害者の同意なしに(またはだまして)、財産や年金、賃金を使ったり
にちじょうせいかつ ひつよう かね わた
日常生活に必要なお金を渡さないこと。

- ねんきん ちんぎん つか
年金や賃金があるにも関わらず、お金がないと訴える。
- お金を頻繁に引き出す。
- しせつ
施設やヘルパーなどのサービス利用料や生活費の支払いができない。
- ちじん ゆうじん さそ
知人や友人に誘われて夜間出歩くようになる。
- いま つきあひのなかつた人が家に入入りしている。
- いぜん くら しゅび
以前と比べて出費をともなう外出や娯楽の機会が急に減った。

- ねんきん ちんぎん
年金や賃金を渡さない
- かつて ざいさん
勝手に財産や預貯金を使うなど



ほうき ほうち 《5. 放棄・放置(ネグレクト)》

しょくじ りゆうよく せんたく はいせつ せわ かいじよ
食事や入浴、洗濯、排泄などの世話や介助をほとんどせず、
しょうがいしゃ しんしん すいじゃく
障害者の心身を衰弱させること。虐待に気づきながら放置すること。

- くうぶく ひんぱん うた
空腹を頻繁に訴える。
- いしゅう かみ つめ の きたな いふく つね おな れつあく えいせいじょうきよう
異臭がする・髪や爪が伸びたままで汚い・衣服が常に同じなど 劣悪な衛生状況にある。
- いつ見ても皮膚に湿疹やオムツかぶれがある。
- じぶん たにん もの たい な たいど み
自分や他人、物に対して投げやりな態度が見られる。
- やくそくごと しえん
約束事や支援サービスを当日になってキャンセルすることがある。



- じゅうぶん しょくじ
十分な食事を与えない
- ふけつ じゅうかんきよう
不潔な住環境で生活させるなど

さんこう しょうがいしゃぎゃくたいぼうし てび
参考：障害者虐待防止の手引き(チェックリスト) ver 3 (全国社会福祉協議会)

ぎゃくたい みのが たいせつ
虐待のサインを見逃さないことが大切！！

ぎゃくたい おも そうだん
「虐待かな？」と思ったら、ご相談ください。

つうほう そうだんまどぐち 通報・相談窓口

いわくに し ちいきほうかつ しえん
◇岩国市地域包括支援センター 電話 **0827-29-2566**

きゅうじつ やかん おな
(休日・夜間も同じ)

いわくに し しょうがいしゃ しえん か
◇岩国市障害者支援課

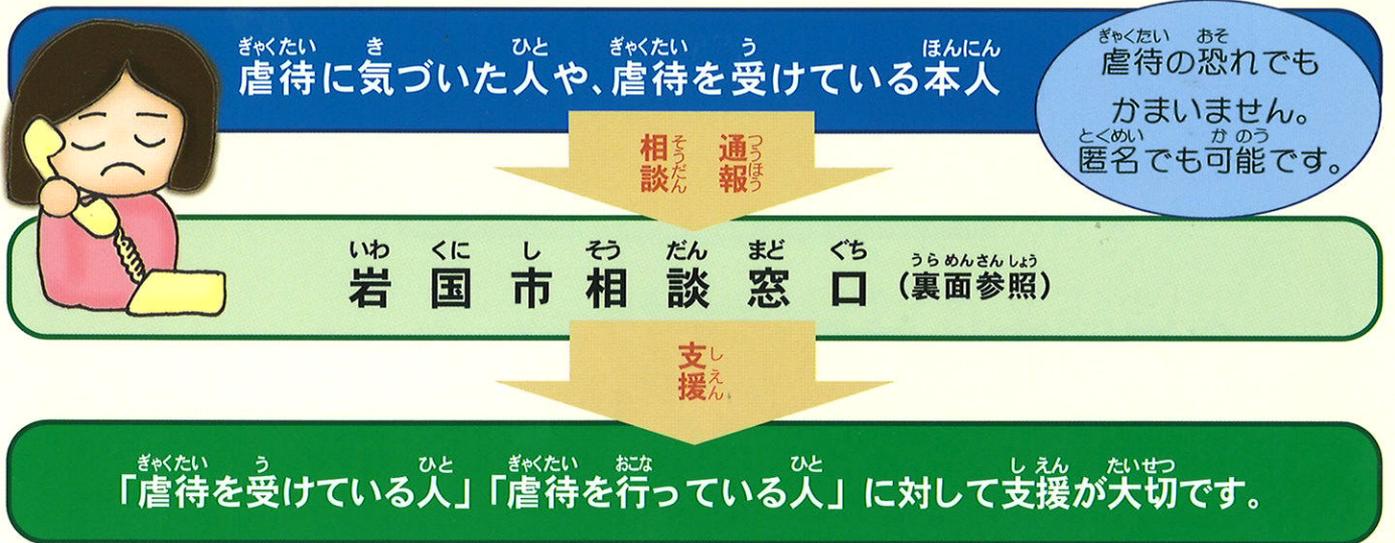
電話 **0827-29-2522**

FAX:0827-22-2814 E-mail: shou-shien@city.iwakuni.lg.jp

～ **早期発見** がその後の支援につながります ～



虐待を受けている人も行っている人も「虐待」と認識していない場合があります。このため、虐待が発生していても表面化しにくく、支援が届きにくい現状があります。問題が深刻化する前に早期発見し、支援につなげていくことが重要です。



虐待の恐れでも
かまいません。
匿名でも可能です。



～ 虐待を防ぐためには ～

虐待は、介護疲れ、障害に関する理解不足など、様々な要因が絡み合って起こります。障害者の介護をする場合は、家族をはじめ関わる人すべてが協力して行い、地域の様々なサービスを積極的に利用しましょう。養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援し、孤立させない事が根本的な虐待防止につながります。



ぎゃくたい き そうだん
虐待に気づいたらご相談ください！

- しょうがいしゃぎゃくたい そうきはつけん たいせつ つうほう そうだん
 障害者虐待は早期発見が大切。すみやかに通報・相談を！
- ぎゃくたい はんだん ひつよう
 虐待かどうかの判断は必要ありません。
 「虐待かな？」と少しでも疑いがあると思われたら、ゆうきをもって
 相談ください。

つうほう そうだんまどぐち
通報・相談窓口

いわくに し ち いきほうかつ し えん
◇岩国市地域包括支援センター

電話： **0827-29-2566** (きゅうじつ やかん おなじ)
 (休日・夜間も同じ)

いわくに し しょうがいしゃ し えん か
◇岩国市障害者支援課

電話： **0827-29-2522**

FAX: 0827-22-2814

E-mail: shou-shien@city.iwakuni.lg.jp

あんしん そうだんくだ
安心してご相談下さい

- つうほう そうだん かた こじんじょうほう まも
 通報・相談された方の個人情報を守られます。
- かいしゃ しせつとう ぎゃくたい ばあい つうほう りゆう かいこ
 会社や施設等での虐待の場合、通報を理由に解雇すること
 や、その他不利益な扱いをすることは禁じられています。

しょうがいしゃ ぎゃくたい ぼうし
障害者の虐待を防止するために、
 きょうりよく
ご協力をおねがいします。